

長寿医療(後期高齢者医療)の被保険者証・保険料の通知書を送付します

被保険者証を送付します

▶ 問い合わせ 健康課 73-3014

現在、被保険者の皆さんがお持ちの被保険者証は、7月末で有効期限(1年間)が満了になります。8月から使用できる新たな被保険者証を被保険者1人に1枚ずつ『特定記録郵便』で7月17日以降『黄色の封筒』で送付します。7月28日が過ぎても被保険者証がお手元に届かない場合は配達状況を確認しますので、健康課へお電話ください。

被保険者証

カードサイズで『黄色』です。記載されている内容に間違いがないか確認してください。



有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、健康課または各支所市民サービス課までお返しください。

保険料の通知書を送付します

▶ 問い合わせ 税務課 73-3006

【75歳以上・一定の障がいのある65歳以上の皆さんが対象者です】

7月上旬に、今年度の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料納入通知書を被保険者の皆さんにお送りします。年度の途中で75歳になる人は、そのつど納入通知書をお送りします。保険料は一人ひとりに賦課されます。

保険料の決まり方

年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (50万円を限度とし、100円未満切捨て)
 ・均等割額 = 47,700円 ・所得割額 = (平成20年中の所得 - 33万円) × 所得割率(8.98%)
 4月1日以降に納付義務および資格の発生・消滅があるときは月割で計算します。

保険料の軽減制度があります

所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得等に応じて軽減制度があります。軽減対象者の保険料は、世帯の所得などに応じて、軽減された金額になっています。

保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

特別徴収

- 対象者**
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上の人
 - 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えない人

納付方法

年6回に分けて年金の支払い月(偶数月)に天引きされます。
 仮徴収(4月、6月、8月)
 本徴収(10月、12月、2月)

普通徴収

- 対象者**
- 特別徴収対象者以外の人
 - 年度の途中で75歳になった人および一定の障がいのある65歳以上の人、三豊市に転入した人

納付方法

納付書で市役所または各支所、金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。

納期限

第1期 7月31日(金) 第5期 11月30日(月)
 第2期 8月31日(月) 第6期 12月25日(金)
 第3期 9月30日(水) 第7期 2月1日(月)
 第4期 11月2日(月) 第8期 3月1日(月)
 口座振替は納期限が口座振替日となります。

介護保険料の通知書を送付します

～65歳以上の人の介護保険料～

▶ 問い合わせ 税務課 73-3006

介護保険料は毎年7月に決定し、納入通知書を被保険者の皆さんに送付します。年度の途中で65歳になる人は、そのつど納入通知書を送付します。

保険料の決まり方

介護保険料は、基準額をもとに本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて7段階に分かれます。平成21年度の介護報酬改定(プラス3%)により、介護保険料の上昇を抑制するため、平成21～23年度の保険料については、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付が行われます。平成21年度は、上昇分に相当する額の全額を、平成22年度は半額を基金として交付されます。これにより、平成21、22年度介護保険料の軽減が図られます。

基準額(年額) 44,400円(平成18～20年度までと変わりません)

所得段階	対象者	軽減後の保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	21,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	21,600
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	32,400
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	38,400
	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円を超える人	43,200
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	48,800
第6段階	125万円以上200万円未満の人	54,000
第7段階	200万円以上の人	64,800

保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

特別徴収

対象者

- 年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)が年額18万円以上の人

納付方法

- 年金支給月(偶数月)に支給される年金から天引きされます。前年度から引き続き特別徴収の人は4・6・8月(仮徴収)と10・12・2月(本徴収)に区別します。

(仮徴収)・・・前年度の2月の保険料と同額または標準化調整額を天引きされます。

(本徴収)・・・前年分の所得や市民税の課税状況をもとに年間保険料を算出し、その額から4・6・8月に納めた保険料を差し引いた額を、3回に分けて年金から天引きされます。

普通徴収

対象者

- 年度途中で65歳になった人、三豊市に転入した人
- 平成21年4月1日現在、年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)を受給していない人
- 年金が年額18万円未満の人
- 年金種類が老齢福祉年金・恩給等のみの人
- 年金が年額18万円以上だが、年金の受給権を担保に借り入れをしている人や、現況届を提出するのが遅れたため年金が差し止められた人
- 保険料額が年度途中で変更になった人

納付方法

納付書で市役所または各支所、金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。口座振替日は納付月の末日(12月は25日)です。納期は7月から翌年2月までの年8回です。

普通徴収の納付は 便利な口座振替で

普通徴収の納付は口座振替を利用すると便利です。納期ごとに指定口座から自動的に引き落とされ、納付の手間がはぶけます。口座振替で納付を希望する人は、納付書・通帳・通帳届出の印鑑を持って金融機関の窓口へお申し込みください。今まで国民健康保険税等を口座振替により納付していた人も同様に手続きをしてください。